

総合治水で水害のない町づくり

進む開発と高まる洪水の危険性

田や畑などには雨水を一時的に溜めたり、地面に浸透させたりする機能（保水・遊水機能といいます）があります。今日では田や畑が開発され住宅・工場・大規模小売店舗などが建設されたため、地表面がコンクリートやアスファルトなどで覆われています。その結果、同じ雨が降ったとしても短い時間で多くの雨水が川に入ってくるようになり、洪水の危険性が大きくなっています。



洪水を防ぐためには

洪水を防ぐためには川幅を広げたり、川底を掘るなどして、より多くの雨水が流せるような河川工事をするのはもちろん必要です。それに加えて、雨を溜めたり浸透させる施設を作ることにより、従来田や畑がもっていた保水・遊水機能を取り戻し、一度に川に入ってくる雨水の量を減らすこと（流出抑制といいます）で、洪水の被害を軽減することができます。このように、川の中だけでなく流域（集水域）内でも治水について考えることを「総合治水対策」といいます。

扶桑町では、公共施設の駐車場や道路の下などに雨水貯留施設を設置し、流出抑制に努めています。

家を建てたり、建て替えたりする際には、下図で紹介するような流出抑制施設の設置を検討してはいかがでしょうか。皆さんの協力で扶桑町は、もっと安全になります。



雨水浸透柵設置費補助金 (平成5年4月より)

雨水浸透柵とは、穴あきの塩化ビニル・コンクリート等で作られた雨水柵です。普通の雨水柵では浸透しませんので、雨どいから受けた雨水は排水管などを通してそのまま川に流れ込んでしまいますが、浸透柵を使用すると、雨水は大地にしみ込んでいきますので、川に流れ込む雨水の量を軽減することができます。

扶桑町では都市化が進み、従来自然に地下浸透していた雨水が一時に流れ出るようになったため、下流地区等でしばしば道路冠水及び浸水被害を起こしています。このため昭和59年度から住宅・店舗等の建築に際して雨水浸透柵の設置をお願いし、平成5年度より補助金を交付しています。

浸水被害の解消や軽減には、住民の皆様方の協力なくしては達成できません。この趣旨を十分理解いただいて、建築物等の新築及び増改築時には浸透柵を設けていただきますようお願いいたします。またこの補助金制度は既設住宅等に浸透柵を設置する場合にも適用されます。

設置基数の参考は次のとおりです。

建 築 面 積	設 置 基 数
50㎡未満	1基
50㎡以上100㎡未満	2基
100㎡以上150㎡未満	3基
150㎡以上	4基

雨水がたくさん集まる柵を優先的に浸透柵にして下さい。

補助金額は **1基あたり金15,000円**です。

設置工事に着手する7日前までに申請して下さい。

「扶桑町宅地開発事業等に関する指導要綱」の適用事業は該当しません。

雨水浸透柵標準図及び施工手順など詳細につきましては**扶桑町役場土木課**窓口にて配布しています。